

麻薬の廃棄と事故、帳簿について



1

麻薬の廃棄と事故、帳簿について

このコンテンツでは、麻薬の廃棄時、事故発生時のポイント及び麻薬の帳簿について説明します。

麻薬の廃棄について

麻薬及び向精神薬取締法第29条

・麻薬を廃棄しようとする者は、麻薬の品名及び数量並びに廃棄の方法について都道府県知事に届け出て、当該職員の立会いの下に行わなければならない。ただし、麻薬小売業者又は麻薬診療施設の開設者が、厚生労省令で定めるところにより、麻薬処方せんにより調剤された麻薬を廃棄する場合は、この限りでない。

2

まず、麻薬の廃棄について説明します。

麻薬の廃棄は、麻薬及び向精神薬取締法第29条に規定されています。

「麻薬を廃棄しようとする者は、麻薬の品名及び数量並びに廃棄の方法について都道府県知事に届け出て、当該職員の立会いの下に行わなければならない。」とあるように、事前に麻薬廃棄届を届け出ていただく必要があります。

法第29条のただし書の「麻薬処方箋により調剤された麻薬を廃棄する場合は、この限りでない。」は、調剤済麻薬廃棄届に関する規定になります。

どのように廃棄をすればいいのか？

麻薬廃棄届

調剤済麻薬廃棄届

麻薬事故届



それとも施用残扱い？



3

麻薬の廃棄等の手続きにはいくつか種類があります。

麻薬卸売業者は麻薬の調剤を行わないので、調剤済麻薬廃棄届の提出や施用残として処理することはありません。

麻薬卸売業者が麻薬廃棄届を提出する頻度は多くないと思いますが、病院や薬局からどのように麻薬を廃棄すればよいか、質問を受けることもあると思いますので、どのような手続きがあるか知っておくと良いでしょう。

廃棄手続きの種類

麻薬卸売業者が行う手続き

- 麻薬廃棄届

古くなった麻薬

変質、汚染等により使用しなくなった麻薬



- あらかじめ麻薬廃棄届を都道府県知事に届け出て、東京都職員立会いの下に廃棄する。
- 無断で廃棄した場合、麻薬及び向精神薬取締法違反となる。

4

麻薬卸売業者が行う廃棄には、麻薬廃棄届による廃棄があります。

古くなった麻薬や変質等により使用しなくなった麻薬を廃棄しようとするときは、あらかじめ麻薬廃棄届を都道府県知事に届け出て、東京都の職員立会いの下に廃棄しなければなりません。

麻薬廃棄届を届け出ることなく無断で廃棄した場合、麻薬及び向精神薬取締法違反となりますので、十分注意してください。

廃棄手続きの種類

その他の手続き(病院・薬局等)

- **調剤済麻薬廃棄届(廃棄後30日以内に届出)**
施用中止になった麻薬
患者から返却された麻薬(飲み残し等)
外来患者の持参麻薬(継続使用しない場合)
- **施用に伴う消耗(届出不要)** ※麻薬帳簿等への廃棄の記録は必要
麻薬注射剤の施用残液
在宅医療のために交付された調剤済麻薬注射液

5

その他の麻薬廃棄手続きとして、調剤済麻薬廃棄届を届け出る場合と届出不要の場合があります。

調剤済麻薬廃棄届は、麻薬処方箋により調剤された麻薬を廃棄した際に届け出るもので、廃棄後30日以内に都道府県知事に提出する必要があります。

麻薬注射剤の残液等は、施用に伴う消耗として、適切に廃棄すれば届出は不要です。これらの手続きは麻薬の調剤を行う病院や薬局が行うものであり、麻薬卸売業者が行うことはありません。

平成18年12月12日付 厚生労働省医薬食品局
監視指導・麻薬対策課 事務連絡

「麻薬廃棄チャート」

「麻薬取扱いの手引」麻薬診療施設用(東京都版)のP.39～42に掲載しています。
<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kenkou/iyaku/sonota/toriatsukai/tebiki/homayaku.html>

「医療用麻薬廃棄方法推奨例一覧」

東京都のウェブサイトの麻薬取扱いのページに掲載しています。
<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kenkou/iyaku/sonota/toriatsukai/haiki.html>

6

麻薬を廃棄する際、どの手続きに該当するかの判断には、「麻薬廃棄チャート」をご参照ください。こちらは、東京都が発行している「麻薬取扱いの手引」に掲載しております。

また、麻薬の廃棄方法については、「医療用麻薬廃棄方法推奨例一覧」をご参照ください。こちらは、東京都福祉保健局薬務課のHPに掲載しております。

麻薬の事故について

麻薬及び向精神薬取締法第35条第1項

麻薬取扱者は、その所有し、又は管理する麻薬につき、**滅失、盗取、所在不明その他の事故**が生じたときは、すみやかにその麻薬の品名及び数量その他の事故の状況を明らかにするため必要な事項を、麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者、麻薬製剤業者、家庭麻薬製造業者又は麻薬元卸売業者にあっては厚生労働大臣に、**麻薬卸売業者**、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者又は麻薬研究者にあっては**都道府県知事に届け出なければならない。**

7

続いて、麻薬の事故について説明します。

麻薬の事故は麻薬及び向精神薬取締法第35条第1項に規定されています。

麻薬取扱者である麻薬卸売業者は、管理している麻薬の事故が生じたときは、すみやかに都道府県知事に届け出なければならないと規定されています。

麻薬事故の種類



滅失(流出・破損等)



盗取



所在不明

その他

- 麻薬の事故とは、**意図しない不測の事態**により、**存在していた麻薬がなくなる**ことを指す。
- 事故発生時は、**ただちに管理薬剤師に報告**する。

8

麻薬の事故とは「意図しない不測の事態により、存在していた麻薬がなくなること」を指し、その態様によって、「滅失」、「盗取」、「所在不明」、「その他の事故」に分類されます。

「滅失」とは、麻薬がその物理的存在を失うことをいい、災害によると人の行為によるとを問いません。「滅失」はその事故の状況によって流失や破損等に区分されます。

「盗取」とは、麻薬が盗難された場合を、「所在不明」とは、紛失、亡失等麻薬の所在を見失う場合をいいます。

「その他の事故」とは、滅失、盗取、所在不明以外のもので、強奪された場合、脅し取られた場合、詐欺にかかった場合等をいいます。

事故が発生した時は、ただちに管理薬剤師に報告し、指示を仰ぐようにしてください。

麻薬事故後の手続き(卸)

- 流出、破損

東京都へ速やかに麻薬事故届を提出

- 所在不明、その他

東京都へ速やかに麻薬事故届を提出

→ 東京都が立入調査を実施

- 盗取

東京都へ速やかに麻薬事故届を提出

→ 東京都が立入調査を実施

警察署へ盗難届を提出

→ 警察が捜査(事情聴取、犯人逮捕等)

} 同時
進行

9

麻薬の事故が発生した時は、東京都に速やかに麻薬事故届を提出してください。

所在不明、盗取、その他の事故の場合、東京都が原因等の確認のため、立入調査を実施します。

また、盗取が強く疑われる場合については、事故届を提出すると同時進行で、所管の警察署にも相談してください。

帳簿について

麻薬及び向精神薬取締法第37条

・麻薬営業者(麻薬小売業者を除く。)は、麻薬業務所に帳簿を備え、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 輸入し、輸出し、製造し、製剤し、小分けし、譲り渡し、譲り受け、麻薬若しくは家庭麻薬の製造若しくは麻薬の製剤のために使用し、又は廃棄した麻薬の品名及び数量並びにその年月日
- 二 輸入若しくは輸出又は譲渡し若しくは譲受けの相手方の氏名又は名称及び住所
- 三 第三十五条第一項の規定により届け出た麻薬(事故麻薬)の品名及び数量

・麻薬営業者(麻薬小売業者を除く。)は、前項の帳簿を、最終の記載(麻薬製造業者にあつては、あへん法第三十九条第一項の規定による記載を含む。)の日から2年間、保存しなければならない。

10

最後に麻薬帳簿について説明します。

麻薬の帳簿は麻薬及び向精神薬取締法第37条に規定されています。

麻薬卸売業者は、業務所に帳簿を備え付け、麻薬を譲渡・譲受、廃棄等した時に、麻薬の品名、数量及びその年月日を記載しなければなりません。

また、帳簿は最後に記載した日から2年間保存しなければなりません。

記載上の注意事項

- 品名、剤型、濃度別に口座を設けて記載
- 備考欄等に製品番号を記載
- 麻薬の譲受年月日は、譲渡側が作成した麻薬譲渡証に記載された年月日を記載し、備考欄に現品が実際に届いた年月日を記載
- 着脱式帳簿の場合は、ページ番号が必要
- ボールペン等の字が消えない筆記具を使用
- 訂正は、二本線等により判別可能なように抹消し、訂正した箇所に訂正印を押印

11

帳簿を記載する時は、次のことに注意してください。

- ・品名、剤型、濃度別に、口座を設けて記載してください。
- ・また、備考欄等に製品番号を記載してください。
- ・麻薬の譲受年月日は、譲渡側が作成した麻薬譲渡証に記載された年月日を記載してください。備考欄には麻薬現品が実際に届いた年月日を記載してください。
- ・着脱式帳簿の場合は、ページの抜き差し防止という観点から、ページ番号が必要です。
- ・記載には、字が消えない筆記具を使用してください。
- ・記載内容の訂正は、修正液等は使用せず、二本線等により抹消し、訂正した箇所に訂正印を押印してください。

ページ番号、字が消えない筆記具、訂正印の使用は、改ざん防止のため重要です。

コンピューター管理する場合

- ・ 出力した印刷物を帳簿とみなす。
- ・ 各麻薬業務所において入力及び出力のための装置を備えていること。
- ・ 帳簿の記載(訂正)事項が生じた場合には、その都度遅滞なくコンピューターへ入力及び出力すること。
- ・ 入力操作を行うことができる者をあらかじめ指定し、他の者が入力できないようにされていること。
- ・ 修正する場合には、修正年月日、修正事項及び修正者が分かるようにする。
- ・ 出力された印刷物は、当該麻薬業務所内1か所に整理され、直ちに提示できるようにされていること。

平成3年6月13日付 薬麻第522号
「麻薬元卸売業者の帳簿記載のコンピューター化について」



12

帳簿をコンピュータで管理する場合は、次のことに注意してください。

- ・ 出力した印刷物を帳簿とみなすようにしてください。
- ・ 各麻薬業務所において入力及び出力のための装置を備えてください。
- ・ 帳簿の記載事項が生じた場合には、その都度遅滞なくコンピュータへ入力及び出力してください。
- ・ 入力操作を行うことができる者をあらかじめ指定し、他の者が入力できないようにしてください。
- ・ 修正する場合には、修正年月日、修正事項及び修正者が分かるようにしてください。
- ・ 出力された印刷物は、当該麻薬業務所内1か所に整理され、立入検査等の際に直ちに提示できるようにしてください。

以上で終了です。
お疲れ様でした。



13

以上で「麻薬の廃棄と事故、帳簿について」のコンテンツは終了です。
お疲れ様でした。